

宮崎市指名競争入札参加資格審査申請要領〈物品〉 (令和6・7・8年度 基準年受付申請用)

令和6・7・8年度に宮崎市（上下水道局を含む。）が発注する物品の購入、貸借、修繕及び不用物品の売払い等の契約に関する指名競争入札参加資格を得ようとする方は、本要領により、宮崎市スマート申請から申請をしてください。

<変更点>

① 申請方法については、原則、宮崎市スマート申請（オンライン申請）となります。

※宮崎市スマート申請が利用できない場合は、郵送や持参による受付も行います。

※宮崎市ホームページから様式等がダウンロードできます。

② 類似・重複品目等の統合・再編を行います。

③名簿登載期間を2年間から3年間に延長します。

1. 申請者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない方。

《参考》地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(2) 営業に関し、法令上必要とする資格等を有する方。

(3) 宮崎市税及び国税に滞納がないこと。

(4) 宮崎県内に特別徴収義務のある事業所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付していること。

(5) 役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

《参考》宮崎市暴力団排除条例（抜粋）

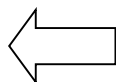
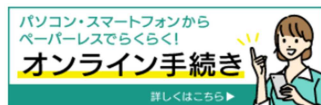
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

2. 申請方法・受付期間等

- (1) 申請方法 宮崎市スマート申請



申請はこちらから。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home>
本市ホームページのトップページからもアクセス可能です。

- (2) 受付期間 令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)
注) 上記の受付期間を過ぎた申請については受理いたしません。
- (3) 手続き 宮崎市スマート申請より「令和6・7・8年度競争入札参加資格審査申請(物品)」にてお手続きをお願いします。
受付期間内に申請を行わない場合、申請は無効となります。

3. 添付書類一覧

- ・宮崎市スマート申請で添付する書類について記載しています。
- ・書類は、No. ごとに1つのPDFデータにして添付してください。
- ・宮崎市スマート申請では、入力内容に応じて、自動的に必要な書類が表示されます。

No.	添付書類	備考
1	商業・法人登記事項証明書（法人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局で発行されます。 ・令和6年2月1日以降のものを添付してください。 ・現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。
2	印鑑証明書（個人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村で発行されます。 ・令和6年2月1日以降のものを添付してください。
3	所轄税務署発行の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 （法人税、消費税及び地方消費税）書式その3の3 ・個人の場合 （申告所得税、消費税及び地方消費税）書式その3の2 ・令和6年2月1日以降のものを添付してください。
4	個人住民税の特別徴収実施確認書（共通様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県内に事業所があり、特別徴収義務がある事業所の場合は、特別徴収を実施していることが分かる領収証等を併せて添付してください。 ・市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写しを添付する場合は、個人情報（氏名等）が記載されている部分を除いてコピーしてください。 ・領収証等がない場合や特別徴収を実施していない（または特別徴収義務のない）場合は、当該市町村の確認印を取得してください。
5	財務書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 商法、会社法、その他の法律に規定する、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（直近1カ年分）を提出してください。 ・個人の場合 収支計算書および所得税確定申告書（直近1カ年分）を提出してください。
6	使用印鑑届（共通様式4）	<ul style="list-style-type: none"> ・入札や契約手続きにおいて使用する印鑑を届けてください。 ・委任状（支店等委任用）を提出する場合は添付は不要です。
7	委任状（支店等委任用）（共通様式5）	<ul style="list-style-type: none"> ・本店から支店等に常に入札・契約権限等を委任する場合のみ添付してください。
8	委任状（入札代理人用）（共通様式6）	<ul style="list-style-type: none"> ・登録店（本店・支店等）から常に見積、入札を委任する場合のみ添付してください。
9	許可証、登録証、認可証等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業に関し、法律上必要とする許可登録等一覧表を参照のうえ、添付してください。
10	販売代理店、または特約店の証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱商品について、販売代理店または特約店としてメーカー等と契約を結んでいる場合、添付してください。
11	機械設備等調書	<p>次に掲げる業種を希望される場合は、各調書を提出してください。</p> <p>※設備状況について、調査にお伺いする場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～6印刷・・・印刷業者調書 ・9看板・黒板・・・看板、黒板製作者調書 ・16被服（衣料）・・・衣料業者調書

4. 格付等級の導入について

物品に係る競争入札参加資格のうち、「印刷」の一部業種については、等級（ランク）格付を行います。

- (1) 等級格付対象業種 一般印刷（カラー・製袋印刷）
- (2) 格付基準 別添「（参考）印刷格付基準について」をご確認ください。

(3) 添付書類

- ・書類は、No. ごとに1つのPDFデータにして添付してください。
- ・宮崎市スマート申請にて、該当項目にチェックを入れることで、自動的に必要な書類が表示されます。
- ・個人情報が記載されている書類は、必ず本人の同意を得たうえで添付してください。

	No.	添付書類	備考
I O S 等 の 取 得 状 況	1	「ISO14001」の認証登録証明書の写し	・宮崎市内に本店を有しており、令和6年4月30日現在で認証等を取得している場合のみ添付してください。 ・対象期間が分かるものを添付してください。
	2	「エコアクション21」の認証登録証の写し	
	3	「みやざきエコアクション」の認定証の写し	
	4	「プライバシーマーク」の登録証の写し	
	5	「ISO27001」の認証登録証明書の写し	

5. 競争入札参加資格の有効期間

- (1) 競争入札参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿登載の日から次の登載基準年の登載の日の前日までとします。（令和6年9月1日から令和9年8月31日までの3年間を予定しています。）
- (2) 審査の結果、競争入札参加資格者として決定した場合は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載し、申請者に対する**当該審査の結果を宮崎市ホームページで公表**します。
注）郵送による通知はいたしませんのでご注意ください。
- (3) 有効期間中は、必ずしも指名があるとは限りませんのでご了承ください。

6. その他注意事項

- (1) 申請後に必ず「申請確認票【物品】」により申請漏れがないかチェックしてください。
- (2) 添付書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- (3) 添付書類は、情報公開請求の公開対象となります。
- (4) 書類の不備や提出書類において完納状況が確認できない場合等は、別途契約課よりご連絡を差し上げますので、速やかに対応ください。
- (5) 資格の有効期間中は、希望業種の順位の入れ替えは認めません。また、希望業種の追加登録についても認めません。

7. 問い合わせ先

- (1) 申請に関する問い合わせ先
宮崎市 総務部契約課 物品係
【TEL】 0985-21-1725（直通）
【FAX】 0985-23-5517
【e-mail】 03keiyak@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 申請書添付書類の発行・交付等に関する問い合わせ先

書類の名称		問い合わせ先
納税証明書	国 税	所轄税務署へお問い合わせください。
個人住民税の特別徴収実施確認書		宮崎県内で主たる事業所のある市町村の税務担当課へお問い合わせください。 ※宮崎市内に主たる事業所がある場合は、財政部市民税課へお問い合わせください。 宮崎市財政部 市民税課 【TEL】0985-21-1748（直通）

- (3) ホームページ
申請に関する情報等については、本市ホームページに掲載しています。
【掲載場所】
トップページ ⇒ 産業・事業者 ⇒ 入札・契約 ⇒ 業者登録・変更
⇒ 物品等指名競争入札参加資格申請・名簿